八〇三、八〇五、八〇七、八一二の一、八一二の二、八一四、八一五、八一八の二、八一九から八二一まで、八二三の一、八二四、八二八、字中明所八二九、八三四、八三六の一、八三七の二、八三八の一、八三八の五、八三九の二、八四三の一、八四三の二、八四五の三、八五三の六、八五五、八六〇、字角佛九六八、九七〇、字小別当一〇二九、一〇三五の三、一〇四四、一〇四八の一、一〇四八の三から一〇四八の五まで、一〇四九の一、一〇五六の一から一〇五六の四まで、一〇五七から一〇五九まで、一〇六九の四、字辻ノ木一〇二の二、一一〇九の一、一一一〇の一、字長畑一一二五の一、字年ノ神一一六七、一一六八の二、一一七一の一、一一七一の二、一一八二の一、一一八二の三、一一八二の四、一一八三、一一八四、一一八六、一一九二、字樫ノ実谷一二三九の四、一二五〇の二から一二五〇の四まで、字松本一二六七の一、一二六七の二、一三〇一、一三一六の三、字阿蘇谷一三八二の一、一三九六、一三九七の一、一三九七の二、一三九九、一四〇二の三、一四一〇の一、一四一〇の二、一四一一の一、一四二六の一、一四三四、一四三六の二、一四四〇、一四四三の一、一四四四、一四四五、一四四七の一、一四四七の二、一四五一、一四五四から一四五七まで、一四六〇、字池ノ谷一五一八、一五二〇、一五三四の一から一五三四の三まで、一五三五の一、一五三七、一五四〇、字井手ノ本一五五二の一、字岩ノ鼻一五八五の二、一五八五の八、一五八五の九、一六一二、一六一五の一、一六二三の二、字井手ノ上一六四八の三、字上眞梨穂一六五五の一、一六六七の一、一六六七の五、一六七三の一、一六七四の一、字下眞梨穂一七〇一、一七〇二の一、字新城一七四〇の四、字尾草一七八四、一七八九の一、一七八九の二、一七九八の三、一七九九の一、一七九九の二、一八〇〇の一、一八〇〇の二、一八〇三の三、一八〇八の一、一八〇八の四、一八〇八の五、一八一二の一、一八一二の二、一八一三の一、一八一五、一八一六、二八一九、一八二〇の一、一八二二の二、字下尾道一八四七の一、一八五〇の一、一八六一、一八六三の一、字中尾道一八八一、一八八二、一八八九、一八九九の一、一八九九の二、一九〇〇、字上尾道一九三九の二、一九四三の一、一九四四、一九五〇の一、一九五三の八、一九五三の一二、字山尾道一九五七の一から一九五七の六まで、一九五八の二三から一九五八の二七まで、一九五八の三三、一九六三の一、一九六三の三、一九六五の八から一九六五の一一まで、一九七〇、一九七四の一から一九七四の三まで、一九七五、字板木一九八六、一九八八、一九九〇、一九九五、一九九六の一から一九九六の五まで、一九九七、二〇〇〇の三、二〇〇一の一、二〇〇二の一から二〇〇二の三まで、二〇〇三の一、二〇〇四、二〇〇八の三、二〇〇八の五、二〇〇八の七、二〇〇八の一〇、二〇〇八の一五、二〇〇九、字芳ノ本二〇一一から二〇一三まで、二〇一七、二〇二〇の一、二〇二一の三、二〇二一の四、二〇二二、二〇二三、二〇三九の一から二〇三九の三まで、二〇四〇、二〇四一の一、二〇四一の二、二〇四二、二〇四三、二〇四四六の一、二〇五〇、二〇五一、二〇六二の一四、二〇七一の二、二〇七一の二九から二〇七一の三四まで、二〇七一の三七、二〇七一の六一、二〇七一の八一、二〇七一の一二四、二〇七一の一三四から二〇七一の一三六まで、二〇七二の三、二〇七二の四、字南眞門二〇九三、二〇九六の一、字蜂ノ窪二一六三の一、二一六三の二、字堂ノ迫二一七九、二一八二、二一八四、二一九四、二一九九、字杉山二二〇九、字平二三五二、二三五四、二三五七、字桑原二四三〇、二四三一、二四三三から二四三五まで、二四四七の一、二四五八、二四六〇、二四七一、字鴬ノ口二四八一の二、二四八二、二四八三、二四九〇の一、字鶴牧二五一一の二、二五二一の一、二五二一の二、二五二三、二五二五から二五二八まで、二五二九の一、二五二九の二、二五三〇の一、二五三〇の二、二五三三、二五三四、二五三五の一、二五三五の二、字髙柿二五九三、字里神二六五〇、字菅之谷二七三三、二七三五の一、二七三七、二七三九の一、二七三九の五、二七三九の六、二七四九、二七五一、二七五六の四、二七五七、二七五八の一、二七五八の二、二七五八の四、二七六〇、二七六五、二七六六、字谷山口二八〇一、二八〇六、字山口二八五五の一、二九三二の一、二九三二の二、二九三三、字陸園二九六八、二九六九、三〇〇一の二、三〇〇三、三〇一七の一、三〇二四、三〇三三の一、三〇三九の二、三〇四〇の一から三〇四〇の三まで、三〇四二、三〇四三の二、三〇四五の一から三〇四五の三まで、三〇四九、三〇五二、三〇五三の二、三〇五五、三〇五六、三〇七の五、三〇八一、三〇八三の一、三〇八六の一、三〇七二、三〇七三、三〇七八、字坂ノ根三一三五の一、三一三八、三一四〇の二、三一四〇の三、三一四二から三一四五まで、三一四七、三一四八の一、三一四八の二、三一四九、三一五〇の一から三一五〇の三まで、三一五二、三一五六の一、三一五七の二、三一五八の一から三一五八の三まで、三一六〇の一、三一六四、三一六五の一、三一六六の一、三一六六の二、三一七一、三一七六、三一七七の一、三一七七の二、三一九〇の一五、三一九四、字釘山三二二六の五、三二二六の八、三二三三の一、三二三四の一、三二三五から三二三七まで、三二三九の一、三二三九の二、三二四一、三二四六の一、三二四七の一、三二四八、三二四九の一、三二五〇の二、三二五〇の三、三二六〇の一、三二六〇の二、三二六五の一、三二六五の二、三二六九の一、三二七一の一、三二七二の一、三二七三の一、三二七九の一、三二八五の一、三二八五の二、三二八八、三二八九の一、三二九一の一、三二九六の一、三三〇三、三三〇四の一、三三〇四の二、字陳床三三二七の一、三三三〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　二反田川支流2

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第二百九十三号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県指宿市東方

字前田ノ畑　一七九一番二地先道路敷　一号、六号及び七号

一七九三番　二号

一八〇五番一　三号

字嶽ノ田　一八二八番二　四号

一八三〇番二　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　手々その1

(二)　砂防法第二条の土地の表示　イ　次に掲げる土地

鹿児島県大島郡徳之島町手々

字当間先　一五五六番　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県大島郡徳之島町手々

字当間先　一五三二番五　一号、六号から十号まで

一五五六番　五号

手々国有林二三一林班い小林班　二号から四号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　篠段第二小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　イ　次に掲げる土地

鹿児島県曽於郡大崎町野方

字篠之段　五〇一八番一から五〇一八番四まで　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県曽於郡大崎町野方

字篠之段　五〇一九番四地先道路敷　一号　五〇一六番一　二号　五〇一八番一　三号　五〇一八番三　四号　五〇一九番一　五号　五〇一九番二　六号